

令和7年10月19日執行

那賀町議会議員一般選挙資料

選挙公営の手引き

（自動車、ポスター及びビラ）

本手引き中では「ポスター掲示場数」をR7.8.1時点での設置予定数である「110か所」で説明していますが、諸事情により掲示場数が増減する場合は単価限度額の変動の可能性がありますので、ご注意ください。

那賀町選挙管理委員会

はじめに

那賀町議会一般議員選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費は、一定の条件の範囲内で公費負担とされており、これらの経費の支払については様々な手続が定められています。

この小冊子は、令和7年10月19日執行の那賀町議会議員一般選挙において公営の適用を受けようとする場合の、候補者、業者等の方々がわなければならない手続について記述したものです。

なお、この小冊子では法令等の用語について、次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

(凡 例)

法：公職選挙法（昭和25年法律第100号）

自動車条例：那賀町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(令和2年那賀町条例第34号)

ポスター条例：那賀町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(令和2年那賀町条例第35号)

ビラ条例：那賀町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(令和2年那賀町条例第36号)

規程：那賀町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程
(令和2年那賀町選挙管理委員会規程第1号)

ビラ規程：那賀町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（令和2年那賀町選挙管理委員会規程第2号）

目 次

1	公費負担の概要	1
2	選挙運動用自動車の使用の公営	4
	(1) ハイヤー方式（一般運送契約）に基づく場合	4
	(2) レンタル方式（個別契約）に基づく場合	6
3	選挙運動用ポスターの作成の公営	12
4	選挙運動用ビラの作成の公営	15
5	各種様式（記載例）	18
	(1) 選挙運動用自動車関係	19
	(2) 選挙運動用ポスター関係	39
	(3) 選挙運動用ビラ関係	46
参考資料 1	選挙公営（自動車・ポスター・ビラ）の請求限度額	53
参考資料 2	公費負担に関する Q & A	54

1 公費負担の概要

国や地方公共団体が、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的とし候補者の選挙運動の費用を負担する制度です。

候補者は、一定の金額を限度として、選挙運動用自動車を無料で使用すること、選挙運動用ポスターを無料で作成すること、選挙運動用ビラを無料で作成することができます。

ただし、いずれも、供託物が没収される候補者には、適用されません。

(1) 必ず有償契約を締結しなければならないこと

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、町選管へ届け出なければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象になりません。

(2) 公費の適用される額には、すべて一定の限度額があること

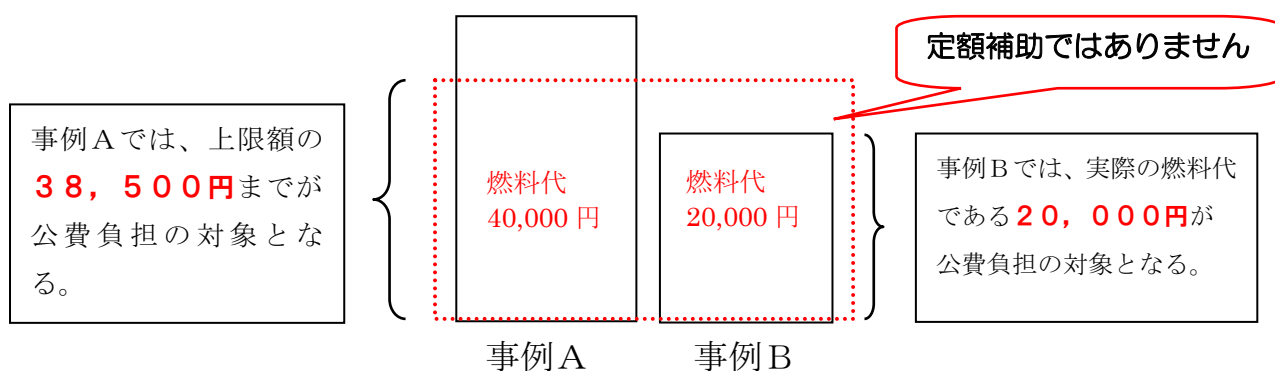
公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と候補者1人当たりの限度額との両方が定められています。この限度額を超える額については公費負担の対象とはなりません。

例えば、選挙運動用ポスターを、ポスター掲示場に掲示するための予備として**公費負担限度枚数（110枚）**より多く作成した場合は、その予備の作成に要した費用は、公費負担の対象とはなりません。また、選挙運動用ポスター以外のポスター（選挙運動用自動車に掲示するポスター等）は公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

～～例えば選挙運動用自動車の燃料代で、上限額が38,500円の場合～～

《 7,700円×5日間＝38,500円 》



(3) 必ず所定の手続をしなければならないこと

公営が適用される場合は、町長は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには一定の書類が必要ですので、必ず所定の手続をしなければなりません。

なお、届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用してください。

種 別		提出期日等	提 出 先
1 各種契約 届出書	立候補の届出前の契約	立候補届出後直ちに	候補者⇒町選管
	立候補の届出後の契約	契約締結後直ちに	
2 各種確認申請書		契約の届出と同時に	候補者⇒町選管
3 各種確認書(燃料・ポスター・ビラ)		上記2の申請後直ちに	町選管⇒候補者
4 上記3の確認書を候補者が受領後、直ちに業者等に原本交付			候補者⇒業者等
5 各種使用 (作成)証明書	使用証明書(自動車・ 燃料・運転手)	契約履行後直ちに (選挙期日又は前日)	候補者⇒業者等
	作成証明書(ポスター・ビラ)	納品後直ちに	
6 請 求 書		選挙期日後速やかに	業者等⇒町 長

(4) 候補者に係る供託物が没収されないこと

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象になりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

[町長選挙] 供託物没収点＝有効投票の総数×1／10

[町議会議員一般選挙] 供託物没収点＝有効投票の総数／議員定数×1／10

＊有効投票の総数とは、各候補者の得票数をすべて加えた数です。

これを直近の町長選挙（令和5年4月23日執行）・町議会議員一般選挙（平成29年10月22日執行）についてみると次のようになります。

区 分	定 数	有効投票の総数	供託物没収点
町長選挙	1 人	5, 0 3 3 票	5 0 3 . 3 0 0
町議会議員一般選挙	1 4 人	5, 4 9 8 票	3 9 . 2 7 1

(注) 上記供託物没収点はあくまで参考となります。

(5) 選挙運動用ビラの頒布が町議会選挙にも解禁

選挙運動用ビラを頒布することができるのは、町長選挙の場合に限られていましたが、令和2年の法改正により町議会議員選挙でも頒布が可能となりました。

(6) 無投票となった場合の取扱い

- ① 選挙運動用自動車の使用については、ハイヤー方式 [P 4 (1)]、レンタル方式による自動車の借入れ [P 6 (2)(ア)] 及び運転手の雇用 [P 6 (2)(ウ)] は、告示日1日分の金額が、燃料供給 [P 6 (2)(イ)] は、告示日1日の使用分が、選挙公営の対象になります。
- ② 選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラについては、投票の有無にかかわらず、作成費が選挙公営の対象になります。
ただし、①及び②ともに告示日までに契約が締結されたものに限りします。

(7) 収支報告と選挙公営

公営により公費負担となった選挙運動用ポスターの作成費用及び選挙運動用ビラの作成費用については、選挙運動費用収支報告書に計上する必要があります。

なお、選挙運動用自動車に関する費用 {ハイヤー代・レンタル代 (自動車借入れ代・燃料代・運転手の報酬)} は選挙運動費用とはみなされませんので、選挙運動費用収支報告書への計上は必要ありません。(法 197 条第 2 項)

(8) 契約変更について

契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

2 選挙運動用自動車の使用の公営(法第 141 条第 8 項)

契約の形態には、(1) ハイヤー方式(自動車、燃料代、運転手の全てを含む契約)と(2) レンタル方式(自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約)とがあります。同じ日にこの両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公営の対象となります。

なお、候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車(以下「自動車」という。)の使用に関し公費負担となります。

(1) ハイヤー方式に基づく場合【一般運送契約】

ア どのようなものが公営になるか

道路運送法(昭和 26 年法律第 182 号)第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「運送事業者」という。)と、燃料及び運転手の雇用込みで、自動車を借り入れる有償契約(この契約を「一般運送契約」という。)を締結し、自動車を使用するときは **1 日 1 台 64,500 円**の範囲内で公費負担となります。(条例第 2 条)

なお、1 日に 2 台以上一般運送契約により自動車を使用するときにあっては、候補者はいずれか 1 台を指定しなければなりません。(条例第 4 条第 1 項第 1 号)

イ どのような手続をしなければならないか

(ア) 候補者は、一般運送契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに) **選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第 1 号-1) [P20]** に **選挙運動用自動車運送契約書の写し [P19]** を添えて町選管に届け出なければなりません。(自動車条例第 3 条、規程第 2 条)

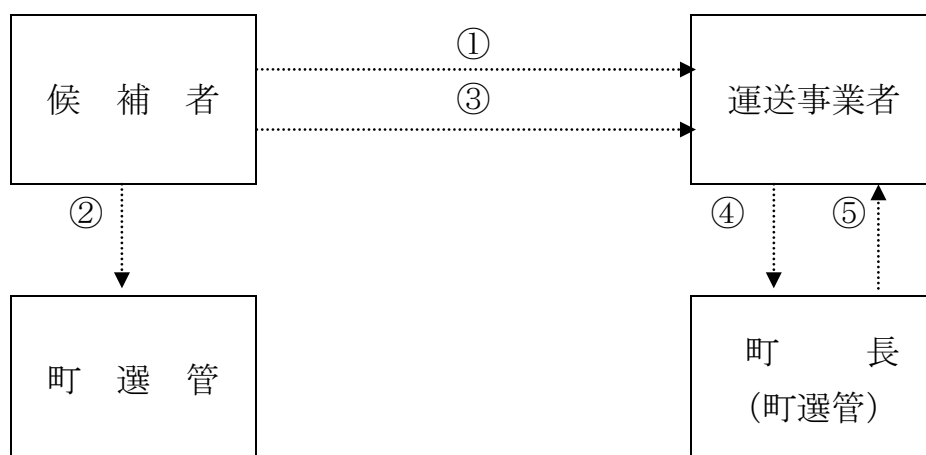
(イ) 候補者は、自動車を使用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第 4 号-1) [P21]** を運送事業者に提出しなければなりません。
(規程第 5 条)

(ウ) 運送事業者は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。
この場合、**請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第 6 号-1-1) [P22]** に **請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との一般運送契約により自動車を使用した場合) [P23]** と **選挙運動用自動車使用証明書(自動車) [P21]** を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。(自動車条例第 4 条、規程第 6 条)

(エ) 町長は、運送事業者から請求されたときは、運送事業者に所定の経費を支払います。(自動車条例第 4 条)

ハイヤー方式における流れを図にしますと次のようになります。

ハイヤー方式



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面) [P19 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号- 1】 [P20 記載例参照]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) 【様式第 4 号- 1】 [P21 記載例参照]	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号-1-1】 [P22 記載例参照] 請求内訳書【別紙 1】 [P23 記載例参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対してする上記の請求については、町選管で受け付けます。

(2) レンタル方式（個別契約）に基づく場合

ア どのようなものが公営になるか

前記（１）でいう一般運送契約以外の有償契約を個別に締結し、自動車の借入れ、燃料の供給を受けるとき、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の限度額の範囲内で公費負担となります。（自動車条例第４条）

なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担となりません。（自動車条例第３条）

（ア） 自動車の借入れ

自動車を借り入れる有償契約を締結し、自動車を借り入れるときは、**１日１台 16,100 円**の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。

なお、１日に２台以上自動車を借り入れるときは、候補者はいずれか１台を指定しなければなりません。（自動車条例第４条第２号ア）

（イ） 自動車の燃料の供給

自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に**7,700 円**を乗じて得た額の範囲内で燃料代が公費負担となります。（自動車条例第４条第２号イ）

（ウ） 自動車の運転手の雇用

自動車の運転手の雇用に関する有償契約を締結し、運転手を雇用するときは、**１日 1 人 12,500 円**の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。なお、この契約で１日に２人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか１人を指定しなければなりません。（条例第４条第２号ウ）

イ どのような手続をしなければならないか

（ア） 候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第１号-１）[P27]**に**契約書の写し（選挙運動用自動車賃貸借契約書、選挙運動用自動車燃料供給契約書、自動車の運転手の雇用契約書）**

[P24～P26]を添えて町選管に届け出なければなりません。（自動車条例第３条規程第１条）

（イ） 候補者は、公営の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることを確認を受けるため、燃料供給業者ごとに**選挙運動用自動車燃料代確認**

申請書（様式第2号-1）[P28]を町選管に提出しなければなりません。（規程第2条第1項）

町選管は、この申請に基づき公営の適用される金額までの**選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第3号-1）[P29]**を交付します。なお、燃料の供給を受けた場合は、燃料供給業者から「日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額」が記載された給油伝票の写し[P10 注1]を必ず受領し保管してください。

（ウ） 候補者は、町選管から**選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第3号-1）[P29]**を受けたときは、直ちにこれを燃料供給業者に提出しなければなりません。（規程第4条）

（エ） 候補者は、自動車を借入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第4号-1）、燃料（様式第4号-2）、運転手（様式第4号-3）[P30～P32]**を自動車にあっては運送事業者等ごとに、燃料にあっては燃料供給業者ごとに、運転手にあっては運転手ごとに作成し各事業者等に提出しなければなりません。（規程第4条）

（オ） 各契約業者等は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。（自動車条例第4条、規程第5条）ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

- ・自動車借入れの場合は**請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第6号-1-1）[P33]**に**請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）（別紙その2）[P34]**と**自動車使用証明書（自動車）（様式第4号-1）[P30]**を添付しなければなりません。

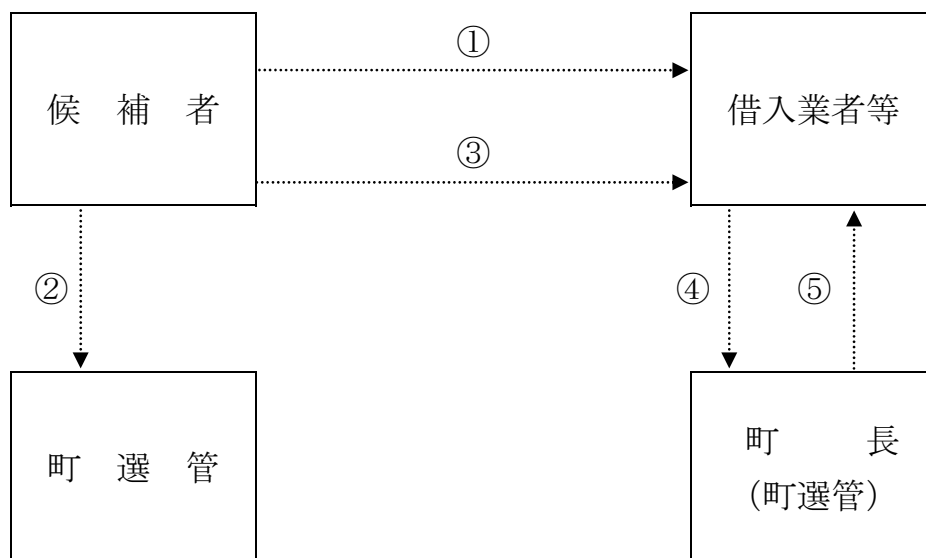
- ・燃料代の場合は**請求書（燃料代）（様式第6号-1-2）[P35]**に**請求内訳書（燃料代）（別紙）[P36]**と**選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第4号-2）[P31]**及び**選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第3号-1）[P29]**、給油伝票の写し[P10注1]、**車両運行日誌[P10 注2]**を添付しなければなりません。

- ・運転手の雇用の場合は**請求書（運転手の雇用）（様式第6号-1-3）[P37]**に**請求内訳書（運転手）（別紙）[P38]**と**自動車使用証明書（運転手）[P32]**を添付しなければなりません。

（カ） 町は、各契約業者等から請求されたときは、各契約業者等に所定の経費を支払います。（自動車条例第4条）

レンタル方式（個別契約）における流れを図にしますと次のようになります。

レンタル方式・自動車借入れ

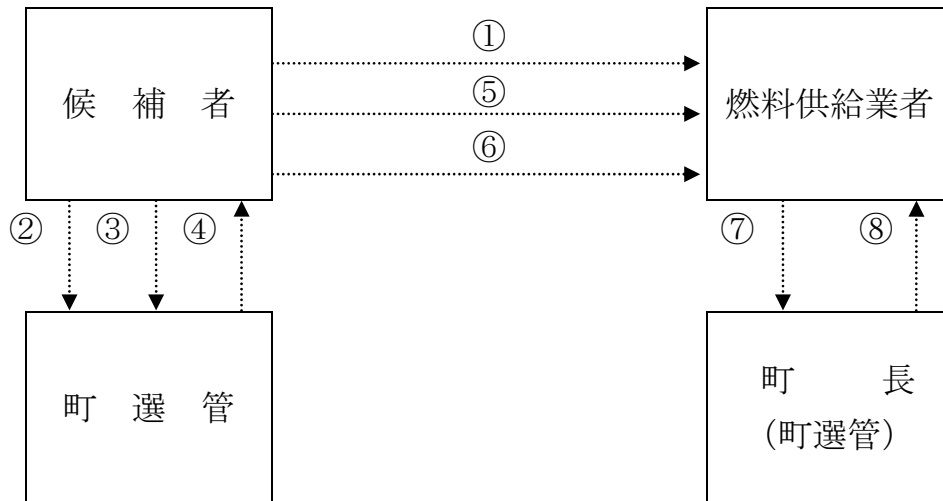


順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面) [P24 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号- 1】 [P27 記載例参照]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) 【様式第 4 号- 1】 [P30 記載例参照]	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【様式第 6 号- 1-1】 [P33 記載例参照] 請求内訳書【別紙】 [P34 記載例参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対してする上記の請求については、町選管で受け付けます。

レンタル方式・燃料の供給



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面) [P25 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号- 1】 [P27 記載例参照]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第 2 号- 1】 [P28 記載例参照]	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第 3 号- 1】 [P29 記載例参照]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) 【様式第 4 号- 2】 [P31 記載例参照]	給油伝票の写し (10 ページ注 1) 車両運行日誌 (10 ページ注 2)
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書 (燃料代) 【様式第 6 号- 1-2】 [P35 記載例参照] 請求内訳書【別紙】 [P36 記載例参照]	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し 車両運行日誌
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対してする上記の請求については、町選管で受け付けます。

〔注1〕 給油伝票の写し

- ・次に掲げる事項が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの
のの写し。

ア 燃料の供給を受けた日付

イ 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字

ウ 燃料供給量

エ 燃料供給金額

<様式例>

納品書			
〇〇〇〇様		有 限会社△△△△ 那 賀 町 〇〇字〇〇〇〇 電話 0884-00-0000	
	登録番号		日付
	徳島〇〇わ〇〇〇〇		令和 〇〇年〇月〇〇日
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	30.0ℓ	178 円	5,340 円

〔注2〕 車両運行日誌

- ・次の掲げる事項が記載された書面。

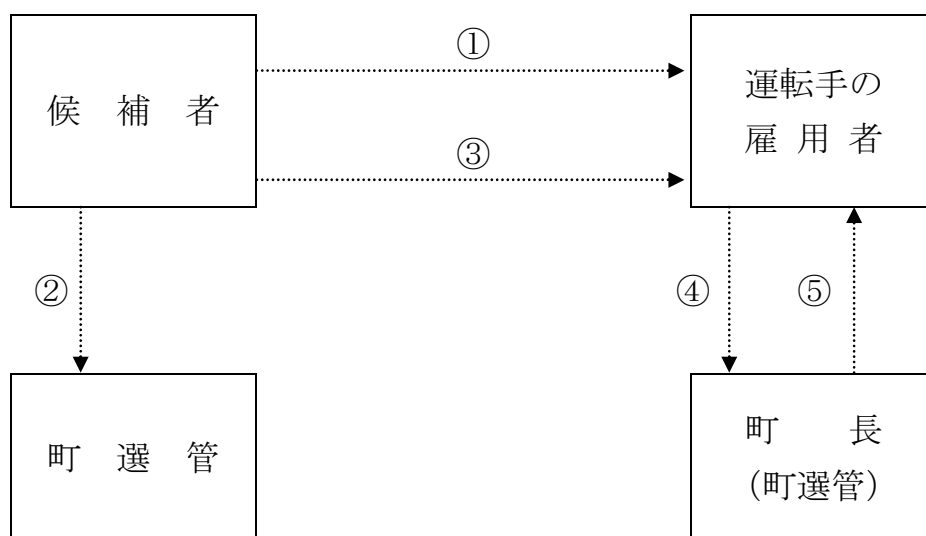
ア 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の運行した日付

イ 運行した日ごとの道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第17号に規定する走行距離計の数値

<様式例>

車両運行日誌			
			候補者 〇〇〇〇
運行年月日	走行距離計の数値		1日当たりの 走行距離
	運行前	運行後	
令和7年10月14日	10,000km	10,111km	111km
令和7年10月15日	10,111km	10,222km	111km
令和7年10月16日	10,222km	10,333km	111km

レンタル方式・運転手の雇用



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	自動車の運転手の雇用契約書 (契約に関する書面) [P26 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号- 1】 [P27 記載例参照]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手の雇用者)	選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) 【様式第 4 号-3】 [P32 記載例参照]	
④	請求書の提出 (運転手の雇用者⇒町長)	請求書 (運転手の雇用) 【様式第6 号-1-3】 [P37 記載例参照] 請求内訳書【別紙】 [P38 記載例参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手の雇用者)		

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、運転手の雇用者は町長へ④の請求をすることができません。

2 町長に対してする上記の請求については、町選管で受け付けます。

3 選挙運動用ポスターの作成の公営（法第143条第15項）

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次の（1）に述べる額の範囲内で選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成に関し、公費負担となります。

（1）どのようなものが公営になるか

候補者がポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の限度額の範囲内で公費負担となります。（ポスター条例第4条、第5条）

なお、作成単価及び作成枚数について、それぞれ公費負担の限度があります。（ポスター条例第4条）

（ア）作成単価の限度

541円31銭にポスター掲示場数（110か所）を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場数で除した金額となります。

（内訳）

$$\frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数（110か所）} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場数（110か所）}} = 3,416.3\text{円}$$

※1円未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

・限度単価：3,416円

（イ）作成枚数の限度

・限度枚数：110枚（ポスター掲示場数＝110か所）

《ポスター作成の公費負担限度額》

限度額は、「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額となりますが、作成枚数が限度枚数の範囲内であること、かつ作成単価が限度単価の範囲内であることが前提となります。

《計算例》

「限度枚数（110枚）」×「限度単価（3,416円）」＝375,760円……①

実際の作成枚数：200枚 実際の作成単価：1,150円

200枚×1,150円＝230,000円……②

②は①の範囲内ではあるが、作成枚数が限度枚数を超えているために、公費負担の対象にはなりません。この場合、公費を受けられるのは、

110枚×1,150円＝126,500円 となります。

公費負担額

=

作成枚数と限度枚数とを
比較して少ない方の枚数

×

作成単価と限度単価とを
比較して少ない方の額

(2) どのような手続をしなければならないか

ア 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときは、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第1号-2）**〔P40〕に**選挙運動用ポスター作成契約書の写し**〔P39〕を添えて町選管に届け出なければなりません。（ポスター条例第3条、規程第2条）
なお、契約書には必ず作成するポスターの仕様を記載してください。

イ 候補者は、公営の適用を受けようとするポスター作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに**選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第2号-2）**〔P41〕を町選管に提出しなければなりません。町選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの**選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第3号-2）**〔P42〕を交付します。

ウ 候補者は、町選管から**選挙運動用ポスター作成枚数確認書**〔P42〕の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成業者に提出しなければなりません。（規程第3条）

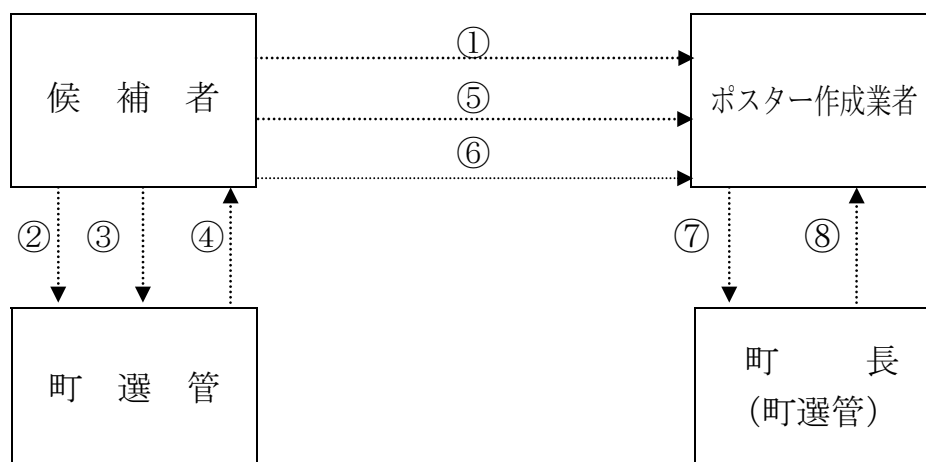
エ 候補者は、ポスターを作成したときは、**選挙運動用ポスター作成証明書（様式第5号）**〔P43〕をポスター作成業者に提出しなければなりません。（規則第4条）

オ ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、**請求書（選挙運動用ポスターの作成）**〔P44〕に**請求内訳書（別紙）**〔P45〕、**選挙運動用ポスター作成証明書**〔P43〕及び**ポスター作成枚数確認書**〔P42〕を添えなければなりません。（規程第5条）ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

カ 町長は、ポスター作成業者から請求されたときは、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。（ポスター条例第4条）

以上の流れを図にしますと次のページのようになります。

選挙運動用ポスターの作成の公営



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面) [P39 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第1号-2】 [P40 記載例参照]	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号-2】 [P41 記載例参照]	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第3号-2】 [P42 記載例参照]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第5号】 [P43 記載例参照]	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書 (選挙運動用ポスターの作成) 【様式第6号-2】 [P44 記載例参照] 請求内訳書【別紙】 [P45 記載例参照]	④の確認書 ⑥の作成証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

注 1 納品書の写しはポスター作成枚数及びポスター作成金額が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものの写しとなります。

2 供託物が没収される候補者のものについては、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

3 町長に対してする上記の請求については、町選管で受け付けます。

4 選挙運動用ビラの作成の公営(法第 142 条第 11 項)

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次の(1)に述べる額の範囲内で選挙運動用ビラ(以下「ビラ」という。)の作成に関し、公費負担となります。

(1) どのようなものが公営になるか

候補者がビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)と有償約を締結し、ビラを作成するときは、次の限度額の範囲内で公費負担となります。(ビラ条例第4条、第5条)

なお、作成単価及び作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度があります。

ア 作成単価の限度(ビラ条例第4条)

・ 限度単価 1枚あたり 7円73銭

イ 作成枚数の限度(法第142条第1項第6号)

町選管に届け出た2種類以内のビラ

・ 限度枚数 1,600枚

《ビラ作成の公費負担限度額》

限度額は、「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額になりますが、作成枚数が限度枚数の範囲内であること、かつ、作成単価が限度単価の範囲内であることが前提になります。

《計算例》

「限度枚数(1,600枚)」×「限度単価(7円73銭)」=12,368円……①

実際の作成枚数:1,500枚 実際の作成単価: 7円80銭

1,500枚×7円80銭=11,700円……②

②は①の範囲内であるが、作成単価が限度単価を超えているために、公費負担の対象にはなりません。 **この場合、公費を受けられるのは、**

1,500枚×7円73銭=11,595円 となります。

公費負担額

=

作成枚数と限度枚数とを
比較して少ない方の枚数

×

作成単価と限度単価とを
比較して少ない方の額

(2) どのような手続をしなければならないか

ア 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第1号）**〔P47〕に**選挙運動用ビラ作成契約書の写し**〔P46〕を添えて町選管に届け出なければなりません。（ビラ条例第3条、ビラ規程第1条）

イ 候補者は、公営の適用を受けようとするビラの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに**選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第2号）**〔P48〕を町選管に提出しなければなりません。町選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの**選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第3号）**〔P49〕を交付します。（ビラ規程第2条）

ウ 候補者は、町選管から**選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第3号）**〔P49〕の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成業者に提出しなければなりません。（ビラ規程第3条）

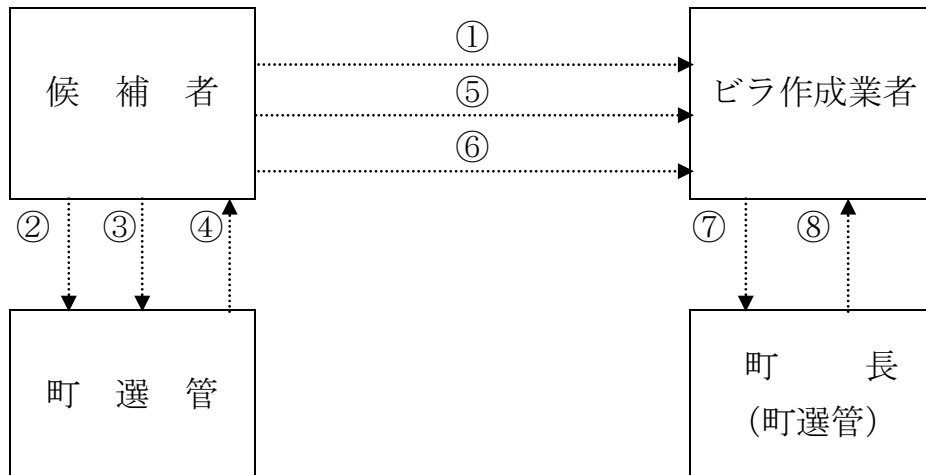
エ 候補者は、ビラを作成したときは、**選挙運動用ビラ作成証明書（様式第4号）**〔P50〕をビラ作成業者に提出しなければなりません。（ビラ規程第4条）

オ ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、**請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第5号）**〔P51〕に**請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）（別紙）**〔P52〕、**選挙運動用ビラ作成証明書**〔P50〕、**ビラ作成枚数確認書**〔P49〕及び**納品書の写し**を添付しなければなりません。（ビラ規程第5条）

カ 町長は、ビラ作成業者から、請求されたときは、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。（ビラ条例第4条）

以上の流れを図にしますと次のページのようになります。

選挙運動用ビラの公営



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面) [P46 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第 1 号】 [P47 記載例参照]	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 2 号】 [P48 記載例参照]	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第 3 号】 [P49 記載例参照]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第 4 号】 [P50 記載例参照]	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第 5 号】 [P51 記載例参照] 請求内訳書【別紙】 [P52 記載例参照]	④の確認書 ⑥の作成証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

- 注 1 納品書の写しはビラ作成枚数及びビラ作成金額が記載された書面で、ビラ作成業者から納品の際に受領したものの写しとなります。
- 2 供託物が没収される候補者のものについては、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることができません。
- 3 町長に対してする上記の請求については、町選管で受け付けます。

5 各種様式（記載例）

（１） 選挙運動用自動車関係 ①

I ハイヤー方式

ア	選挙運動用自動車運送契約書	19
イ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号-1】	20
ウ	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号-1】	21
エ	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第6号-1-1】	22
オ	請求内訳書【様式第6号-1-1（別紙その1）】	23

II レンタル方式

ア	選挙運動用自動車賃貸借契約書	24
イ	選挙運動用自動車燃料供給契約書	25
ウ	自動車の運転手の雇用契約書	26
エ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号-1】	27
オ	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第2号-1】	28
カ	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号-1】	29
キ	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号-1】	30
ク	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号-2】	31
ケ	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第4号-3】	32
コ	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第6号-1-1】	33
サ	請求内訳書【様式第6号-1-1（別紙その2）】	34
シ	請求書（燃料代）【様式第6号-1-2】	35
ス	請求内訳書【様式第6号-1-2（別紙）】	36
セ	請求書（運転手）【様式第6号-1-3】	37
ソ	請求内訳書【様式第6号-1-3（別紙）】	38

（２） 選挙運動用ポスター関係 ②

ア	選挙運動用ポスター作成契約書	39
イ	選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第1号-2】	40
ウ	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号-2】	41
エ	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第3号-2】	42
オ	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第5号】	43
カ	請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第6号-2】	44
キ	請求内訳書【様式第6号-2（別紙）】	45

（３） 選挙運動用ビラ関係 ③

ア	選挙運動用ビラ作成契約書	46
イ	選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第1号】	47
ウ	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第2号】	48
エ	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【第3号】	49
オ	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第4号】	50
カ	請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第5号】	51
キ	請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）【様式第5号（別紙）】	52

参考資料 1

選挙公営（自動車・ポスター・ビラ）の請求限度額

1 選挙運動用自動車の使用

公営区分 投票区分	ハイヤー方式	レンタル方式（個別契約）		
		自動車の借入れ	燃料の供給	運転手の雇用
有 投 票	円 322,500	円 80,500	円 38,500	円 62,500
無 投 票	円 64,500	円 16,100	円 使用実績分	円 12,500

（請求限度額の計算式）

・ハイヤー方式 $64,500 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = \boxed{322,500 \text{ 円}}$ （有投票）
 $[64,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 日} = 64,500 \text{ 円}]$ （無投票）

・レンタル方式（個別契約）

自動車の借入れ $16,100 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = \boxed{80,500 \text{ 円}}$ （有投票）
 $[16,100 \text{ 円} \times 1 \text{ 日} = 16,100 \text{ 円}]$ （無投票）

自動車の燃料 $7,700 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = \boxed{38,500 \text{ 円}}$ （有投票）
 $[\text{無投票の場合は告示日1日の使用実績分のみ}]$

運転手の雇用 $12,500 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = \boxed{62,500 \text{ 円}}$ （有投票）
 $[12,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 日} = 12,500 \text{ 円}]$ （無投票）

2 ポスターの作成

請求限度額 $\text{-----} \boxed{375,760 \text{ 円}}$
（有投票・無投票）

<計 算 式>

作成限度枚数 作成単価限度額
110枚 $\times$ 3,416円 $=$ 375,760円

3 ビラの作成

請求限度額 $\text{-----} \boxed{12,368 \text{ 円}}$
（有投票・無投票）

<計 算 式>

作成限度額 作成限度枚数
7.73円 $\times$ 1,600枚 $=$ 12,368円

参考資料 2

《公費負担に関するQ&A》

(1) 全 般

- ① 契約の締結にあたって、いくらで契約すればよいか分からないので、限度額で契約をしようと思いますが、問題がありますか？

契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、公費負担は、町民の税金等から支出されていることから、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように、適切な契約を行っていただく必要があります。

- ② 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

- ③ 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面で締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。

また、例として、自動車の借入の場合では、契約書には次に掲げる内容が記載されている必要があります。

- ア 有償契約であること。
- イ 契約期間の記載があること。
- ウ 契約金額（1日当たりの金額を含む。）の記載があること。
- エ 車両が特定（車種名、車両のナンバー等が記載）されていること。
- オ 契約年月日の記載があること。
- カ 借受者が候補者であること。

④ 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

例：選挙運動用自動車の使用

⇒選挙期日の前日まで使用した場合は選挙期日の前日に交付。

選挙運動用ポスターの作成

⇒立候補届出日までに作成する場合は立候補届出日に交付。

※ 選挙公営の請求をする際に、必要とされる書類（業者が町長（選挙管理委員会）へ提出する請求書に添付）となります。

(2) 自動車の借入れ

① 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。

候補者1人につき1台です。

② 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？ 2台とも公費負担の対象になりますか？

公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。

なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

③ 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、 2台とも公費負担の対象になりますか？

公費負担対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

④ レンタカー業者に選挙運動用の看板を取り付けてもらい、看板費用も含めて、 レンタル代金としてもらった場合、この代金は全て公費負担の対象になりますか？

車両本体のみが公費負担対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の附帯料金は対象になりません。

車体本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要になります。

- ⑤ レンタカー業者からスピーカーを備えた車両を借りた場合、レンタル代金は全て公費負担の対象になりますか？

一般的に顧客に対して行われる車両賃貸借契約に含まれる費用であれば、限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

- ⑥ レンタカーの基本料金のほかに、貸渡料金に含まれる引取配車料や燃料補給手数料は公費負担の対象になりますか？

一般的には顧客に対して行われる車両賃貸借契約に含まれる費用であれば、限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

- ⑦ 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することはできますか？

公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間のみです。

したがって、選挙運動期間前の借入れ代金分は公費負担の対象外となるため請求できません。

- ⑧ 選挙運動期間前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらいいですか？

選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載するものです。

選挙運動期間前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

⑨ 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）について、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

⑩ 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）以外であれば特に規制はされていませんので、自動車修理工場や知人などから借りることが出来ます。

⑪ レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

- ⑫ レンタカー業者から選挙運動用自動車として、様々な装備品のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っています。この場合オプション等の附帯料金は公費負担の対象になりますか？

(例) 附帯料金

・ 免責保険料 (任意保険)	1, 200 円／日
・ 特別装備料 (予備バッテリー)	1, 500 円／日
・ 装備品使用料 (ルーフキャリア)	1, 300 円／日
・ 保険補償以外のサービスに係る保険料	500 円／日

公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届出をしている「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれています。

したがって、上記事例のように別途免責補償料を任意で契約し、支払う場合や看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は、公費負担の対象とはなりませんので、契約に含まれる場合には、契約書上に内訳を記載するか、契約内容の内訳明細書が必要となります。

- ⑬ 親族から自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担請求することはできますか？

生計を一にする親族から契約を締結のうえ自動車を借りる場合、その親族がレンタカー業を営んでいる場合に限り、公費負担できます。

なお、親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

(3) 燃料供給

① 選挙事務所の連絡用自動車の燃料も公費負担の対象となりますか？

対象になりません。
選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

② 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て公費負担の対象になりますか？

選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低いほうの金額となります。

③ 2社以上のガソリンスタンドで給油をした場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

請求できます。
ただし、いずれの業者との間にも契約締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

④ 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればいいのですか？

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が必要になりますので、必ず、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいて下さい。

なお、給油伝票には、給油日、給油量、車番（登録番号）、給油金額が記載されていることが必要になります。

(4) 運転手の雇用

- ① 雇った運転手に、選挙運動用自動車以外の事務所の連絡用の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全て公費負担の対象になりますか？

選挙運動用自動車を運転していない日は対象となりません。

- ② 選挙運動期間前から雇っていた場合、その期間も含めた雇用費用を公費負担請求することはできますか？

請求できません。

公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間のみです。

- ③ 選挙運動期間の前半をA氏に、後半をB氏にお願いする予定ですが、いずれも公費負担の対象となりますか？

公費負担の対象となります。

ただし、公費負担できるのは、1日当たり1人に限ります。

- ④ 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、この契約金額を公費負担請求することはできますか？

請求できません。

法人と契約した場合、1候補者1日1人という原則が満たされない場合があることから、必ず運転する個人と契約をしてください。

なお、ハイヤー方式の場合は法人と契約することができます。

- ⑤ 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対して支払う報酬が公費負担の対象になります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊費代等）は、公費負担の対象にはなりません。

(5) 選挙運動用ポスターの作成

① 公費負担の対象となるのはどんなポスターですか？

ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター（公職選挙法第143条第1項第5号）です。

② ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

ポスターを作成する費用であれば、公費負担の対象となります。
例えば、印刷費のほか、デザイン料、写真撮影費などが考えられます。

③ 選挙事務所の表示用や個人演説会用のポスターは公費負担の対象となりますか？

公費負担の対象となりません。

④ 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか？

通常葉書の印刷費用は対象となりません。
選挙運動用ポスター以外は、公費負担の対象となりません。

⑤ 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいのか？

例えば、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約業者との間で、町民の理解を得られるよう明確かつ分かりやすい方法で、公費負担の対象費用と対象外費用とに区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

⑥ ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数×限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価とそれぞれ比較して低いほうを掛け合わせたものになります。

(例)

ア	条例の限度枚数	1 1 0 枚	イ	条例の限度単価	3, 4 1 6 円
ウ	実際の作成枚数	2 0 0 枚	エ	実際の作成単価	5 0 0 円

【正しい計算方法】

- ・(公費負担の対象枚数) ⇒枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較
ア又はウの少ない方 ⇒1 1 0 枚 (A)
- ・(公費負担対象単価) ⇒単価について、条例の限度と実際の単価を比較
イ又はエの少ない方 ⇒5 0 0 円 (B)
- ・(公費負担額) ⇒枚数、単価をそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。
(A) (B)

1 1 0 枚 × 5 0 0 円 = 5 5, 0 0 0 円 <正しい請求金額>

【誤った計算方法】

「限度枚数(1 1 0 枚)×限度単価(3, 4 1 6 円)」で算出される額『3 7 5, 7 6 0 円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数(ウ)と実際の作成単価(エ)を掛け合わせて算出した。

ウ 2 0 0 枚 × エ 5 0 0 円 = 1 0 0, 0 0 0 円 <誤った請求金額>

(6) 選挙運動用ビラの作成

① 公費対象となる選挙運動用ビラとはどのようなビラですか？

公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

② 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

- ・枚数…1,600枚以内
- ・種類…2種類以内、
- ・規格…長さ 29.7cm× 幅 21cm (A4版) 両面印刷が可能
- ・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

なお、頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。
また、頒布できる枚数も1,600枚以内となっています。

③ 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折込みによる頒布・候補者の選挙事務所内における頒布・個人演説会会場内における頒布・街頭演説の場所における頒布

④ ビラ作成の公費負担の対象となる限度枚数は1,600枚ですが、予備用を含め、2,000枚作成することはできますか？

この場合、作成単価の限度額はいくらになりますか？

1,600枚を超えて作成することはできますが、頒布枚数は選挙管理委員会が交付する証紙を貼った1,600枚の範囲内となります。

また、この場合であっても、公費負担の限度単価は7円73銭となります。

⑤ 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約業者との間で、町民の理解を得られるよう明確かつ分かりやすい方法で、公費負担の対象費用と対象外費用とに区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。